



山形県公報

平成19年2月6日(火)
第1813号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                                  |                     |     |
|--------------------------------------------------|---------------------|-----|
| 広域連合の設立許可.....                                   | (市町村課)...           | 111 |
| 山形県後期高齢者医療広域連合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する<br>規約..... | (同)...              | 122 |
| 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....                          | (最上総合支庁農村整備課)...    | 同   |
| 道路の区域の変更.....                                    | (置賜総合支庁西置賜総務建築課)... | 113 |
| 県道の供用の開始.....                                    | (同)...              | 同   |

### 企業局関係

#### 規程

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|----------------------------|---|

### 公 告

|                      |            |     |
|----------------------|------------|-----|
| 特定調達契約に係る落札者の公告..... | (出納局)...   | 114 |
| 一般競争入札の公告.....       | (病院事業局)... | 同   |
| 同.....               | (同)...     | 115 |
| 同.....               | (同)...     | 116 |
| 同.....               | (同)...     | 117 |
| 同.....               | (同)...     | 119 |

## 告 示

### 山形県告示第98号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定により、広域連合の設立を次のとおり許可した。  
平成19年2月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 広域連合の名称  
山形県後期高齢者医療広域連合
- 2 許可年月日  
平成19年2月1日
- 3 設立年月日  
平成19年2月1日
- 4 広域連合を組織する地方公共団体  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町及び遊佐町
- 5 広域連合の処理する事務  
後期高齢者医療制度の事務のうち、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務。ただし、次に掲げる事務を除く。

- (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 上記事務に付随する事務

## 山形県告示第99号

山形県後期高齢者医療広域連合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を次のように定めた。

平成19年2月6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県後期高齢者医療広域連合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を山形県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は甲が負担するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第3条 乙は、委託事務の処理に適用される条例、人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例、人事委員会規則等を甲の長に通知しなければならない。

第4条 甲が委託事務の処理に関係ある条例、規則、規程等を制定し、又は改廃したときは、甲の長は、直ちに当該条例、規則、規程等を乙の人事委員会に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成19年2月1日から施行する。

## 山形県告示第100号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営小泉地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧に供する場所

新庄市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成19年2月7日から同年3月7日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年2月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成19年2月6日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川西小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                        | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|------------------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡小国町大字大石沢字馬場道上458番1から<br>同 字模畑944番9まで | 上 | 旧    | 20.7メートル<br>と<br>6.0  | メートル<br>820 |
|                                          |   |      | 93.0メートル<br>と<br>11.8 | メートル<br>787 |
| 同                                        | 上 | 新    | 93.0メートル<br>と<br>11.8 | 同上          |

山形県告示第102号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成19年2月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成19年2月6日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 川西小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字大石沢字馬場道上458番1から  
同 字模畑944番9まで
- 3 供用開始の期日 平成19年2月6日

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第3号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年2月6日

山形県企業管理者 本間 正巳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1費用の項の表中

|   |  |  |                |       |
|---|--|--|----------------|-------|
| 「 |  |  | 研究費            | を     |
| 」 |  |  |                |       |
| 「 |  |  | 研究費<br>普及開発関係費 | に改める。 |
| 」 |  |  |                |       |

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算から適用する。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) ノート型パソコン 397台
  - (2) インクジェットプリンタ 16台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成19年1月19日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ケーブルテレビ山形 山形市あこや町一丁目2番4号
- 5 落札金額 31,185,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年12月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月6日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
  - (2) 日 時 平成19年3月26日(月) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)
  - (2) 調達予定数量 4,900キロリットル
  - (3) 納入期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
  - (4) 納入場所 山形県立中央病院
  - (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成19年1月30日付け山形県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院医事経営課用度係 電話番号023(685)2623
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(2) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 4,900kl

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 26, 2007

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2623

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月6日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院講堂

(2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午後2時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)

(2) 年間調達予定数量 1,637キロリットル

(3) 納入期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。

(4) 納入場所 山形県立日本海病院

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成19年1月30日付け山形県公報第1811号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院医事経営課用度係 電話番号0234(26)2001

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則

第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(2) この入札及び契約については、山形県立日本海病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 1,637kl

(2) Time-limit for tender : 2:00 P.M. March 23, 2007

(3) Contact point for the notice : Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501 Japan TEL 0234-26-2001

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院院内清掃等業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月6日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室

(2) 日 時 平成19年3月19日(月) 午前9時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち12ヶ月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成19年1月30日付け山形県公報第1811号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める基準に適合していること。

(5) 清掃作業員を常時22名以上派遣できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課 電話番号 0233(22)5525

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

(1) 落札決定に当っては、低入札価格調査制度(以下「調査」という。)を採用し、調査基準価格を下回る価格の入札者(以下「対象者」という。)については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定する。

(2) 対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。

(3) 対象者は、入札日から5日以内に履行確認等調査票を発注者に提出しなければならない。(調査基準価格を下回った入札者全員に提出義務があります。)

(4) 対象者は、入札価格の理由、内訳、労務の調達予定等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。

(5) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることが出来ない。

対象者が調査に応じないとき又は履行確認等調査票を期限まで提出しないとき。

対象者に契約の意思がないとき。

対象者が入札金額の範囲内で適正な履行が確保できることを証明できないとき。

その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) 現場説明会の場所及び日時

イ 場所 山形県立新庄病院大会議室

ロ 日時 平成19年3月5日(月)午後1時30分

(2) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(1)、(2)及び(3)に係る証明書を平成19年3月12日(月)午後3時までに山形県立新庄病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(4) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Shinjo Prefectural Hospital

(2) Time-limit for tender : 9:00 A.M. March 19, 2007

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院基準寝具、病衣、ICU当直医師用等寝具及びストレッチャーシート賃貸借について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月6日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室

(2) 日時 平成19年3月19日(月)午前11時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ 山形県立新庄病院基準寝具、病衣、ICU当直医師用等寝具及びストレッチャーシート賃貸借

ロ 年間予定数量

(イ) 基準寝具 131,760組

(ロ) 病衣 92,232組

(ハ) ICU当直医師用等寝具 732組

(二) ストレッチャーシート 3,500組

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 (1)口の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)ごとに1組1日あたりの単価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち12ヶ月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成19年1月30日付け山形県公報第1811号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める基準に適合していること。

(5) 災害等により一時的に2の(1)のイの業務に係る施設の操業が困難になる場合に備えて必要な措置が講じられていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課 電話番号 0233(22)5525

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)の口の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

(1) 4の特約条項、入札説明書及び仕様書の交付は、平成19年3月5日(月)とする。

この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)および(3)に係る証明書を平成19年3月12日(月)午後3時までに山形県立新庄病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(3) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Supplying hospital linen to Shinjo Prefectural Hospital

(2) Time-limit for tender : 11:00 A.M. March 19, 2007

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年2月6日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第一会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前10時00分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)
- (2) 年間調達予定数量 500キロリットル
- (3) 納入期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立鶴岡病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成19年1月30日付け山形県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部署等

鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課 電話番号0235(22)2690

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程(平成15年3月山形県病院事業局管理規程第11号)第121条の規定による山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定方法

山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をしたものを落札者とする。

#### 8 契約の手続において仕様する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約については、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 500kl
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M.March27, 2007
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Tsuruoka Prefectural Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL0235-22-2690

平成19年2月6日印刷  
平成19年2月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056